

## 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱

	平成23年	4月	1日付け	22	農畜機第5077号
一部改正	平成23年	10月	6日付け	23	農畜機第2923号
一部改正	平成24年	4月	1日付け	23	農畜機第5295号
一部改正	平成24年	8月	8日付け	24	農畜機第2004号
一部改正	平成25年	4月	1日付け	24	農畜機第5319号
一部改正	平成26年	3月31日	付け	25	農畜機第5491号
一部改正	平成26年	12月26日	付け	26	農畜機第4025号
一部改正	平成27年	4月	1日付け	26	農畜機第5819号
一部改正	平成28年	3月25日	付け	27	農畜機第5479号
一部改正	平成29年	3月23日	付け	28	農畜機第6321号
一部改正	平成30年	3月26日	付け	29	農畜機第6752号
一部改正	平成31年	3月29日	付け	30	農畜機第7524号
一部改正	令和2年	3月26日	付け	元	農畜機第7725号
一部改正	令和3年	3月19日	付け	2	農畜機第6962号
一部改正	令和4年	3月22日	付け	3	農畜機第6625号
一部改正	令和5年	3月27日	付け	4	農畜機第7180号
一部改正	令和6年	3月27日	付け	5	農畜機第8491号

中小食肉卸売事業者は、食肉流通の中間に位置し、産地と結びついた恒常的な国産食肉の仕入れを通じて、産地の畜産経営を下支えするとともに、多様な実需者ニーズに応じた安定的な食肉供給により、国民の食生活の向上に大きな役割を果たしているが、家畜の出荷頭数の減少に伴う仕入価格の上昇に加え、消費者の低価格志向の高まりにより経営環境は厳しさを増している。

このような中、中小食肉卸売事業者は経営の改善・継続、食肉卸売事業協同組合が行う共同事業による流通コストの低減や産地との連携による高付加価値商品の開発等の取組が不可欠であるが、昨今の厳しい経営環境では、これらに対処する資金を調達することが困難な状況にある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食肉卸売事業者（食肉卸売業を営む者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定に基づく食肉販売業、食肉処理業若しくは食肉製品製造業のいずれかの営業の許可を都道府県知事から受けたもの又は同法第57条第1項の規定に基づく食肉販売業の営業の届出を都道府県知事にしたもの）のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小食肉卸売事業者」という。）が経営改善等に必要な運転資金等及び中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合等が行う国産食肉の低需要部位を原料とした商品開発のための資金等を金融機関から借り入れる際に債務保証を行う事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、中小食肉卸売事業者

等に対する民間融資の円滑化を図り、もって国産食肉の安定供給と畜産振興に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次に掲げるものとする。

- 1 全国食肉業務用卸協同組合連合会
- 2 食肉卸売業を主たる事業とする事業者を直接又は間接の組合員とし、かつ、複数の都道府県をその地区とする協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる協同組合連合会をいう。）であって、別に独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が定める条件を満たす者

## 第2 事業の内容

事業実施主体は、中小食肉卸売事業者、中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合及び協同組合連合会（以下「中小食肉卸売事業者等」という。）に対する民間融資の円滑化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 長期資金融資円滑化事業  
中小食肉卸売事業者等に対し、経営の改善・継続に必要な食肉（畜肉及び家禽肉に限る。以下同じ。）の仕入れ等に資する運転資金や設備資金の貸付けを円滑に行うため、当該資金の貸付けを行った金融機関に対する債務の保証及び保証債務の代位弁済を行う（以下「債務保証体制の整備」という。）。
- 2 中期資金融資円滑化事業  
中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合及び協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）に対し、国産食肉（畜肉及び家禽肉に限る。以下同じ。）の低需要部位を原料とした商品開発資金、流通合理化に必要な機器の共同購入資金の貸付けを円滑に行うための債務保証体制の整備。
- 3 短期資金融資円滑化事業  
事業協同組合等に対し、国産食肉の共同仕入れ・配送に必要な資金の貸付けを円滑に行うための債務保証体制の整備。
- 4 推進指導等  
第3の4の（4）のアの審査委員会の開催、1から3までの取組を円滑に行うための推進指導等。

### 第3 事業の実施

#### 1 実施要領の作成

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 行動規範等の作成

- (1) 事業実施主体及び4の(1)の被保証人は、この事業を実施する場合は、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準(行動規範)を規定した文書(被保証人が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。)を作成するものとする。被保証人は、作成した行動規範等を事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の被保証人の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するものとする。

#### 3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

#### 4 事業の要件等

##### (1) 被保証人の資格

ア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 牛肉、豚肉及び鶏肉の取扱いを主とする中小食肉卸売事業者であって、(2)のキに規定する指定融資機関に対する借入申込前3年以上継続して食肉卸売を業として営んでいる者

イ 事業協同組合等

##### (2) 保証する債務の範囲

保証の対象となる資金(以下「対象資金」という。)は、被保証人がキに規定する指定融資機関から借り入れた次に掲げる資金(事業実施主体が自ら借り入れた資金を除く。)とする。また、保証する債務の範囲は、被保証人の指定融資機関に対する債務(その保証に係る借入れの元本、利息及びその債務の不履行による債務保証契約で定める遅延損害金の合計額の残高)に100分の80以内を乗じて得た額に限るものとする。

ア 対象資金

(ア) 長期資金融資円滑化事業

a 運転資金

(a) 食肉の買入れ及び保管に必要な経費又は食肉の共同買入れ及び保管に必要な経費

(b) 食肉卸売の営業に要する施設又は設備の賃貸料、器具及び消耗品等の購入費、光熱水道等の経費

(c) 雇用労賃、雇用保険料

(d) その他食肉卸売業の経営の改善又は継続に必要な経費

b 設備資金

- (a) 食肉卸売の営業に要する施設又は設備の購入費
- (b) その他食肉卸売業に要する施設・設備の整備に必要な経費

(イ) 中期資金融資円滑化事業

- a 国産食肉の低需要部位を原料とした商品開発に必要な経費
- b 国産食肉の流通合理化に必要な機器の共同購入費

(ウ) 短期資金融資円滑化事業

国産食肉の共同仕入れ・配送に必要な経費

(エ) 借換えに係る条件

- a 借換換の対象となる既借入金は、本事業で保証された資金であつて、その主な使途が、(ア)のaの(a)であることを指定融資機関が確認していること。
- b 借入れの対象となる資金は、その使途が、aを満たす既借入金の返済及び(ア)のaの(a)であること。
- c 被保証人は、(ア)のaの(a)の対象資金の借入れのための食肉の販路開拓又は拡大を図る計画を有するとともに、直近4か月間の食肉の仕入額が既借入金の残額と同額以上であること。

イ 貸付期間

貸付期間は、平成23年4月1日から令和7年3月31日までの間とする。

ウ 債務保証期間

債務保証期間は、別表1のとおりとする。

エ 連帯保証人

被保証人が法人の場合は、原則として当該法人の代表者1名を連帯保証人として設定するものとする。

オ 遅延損害金

遅延損害金の算定に用いる利率は、被保証債務の貸付利率と同率とし、最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間をその対象とする。ただし、分割弁済における分割弁済期日に約定弁済が行われない場合の当該損害金については、各分割弁済期日の翌日から起算して120日を超えない期間をその対象とするとともに、当該最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間をその対象とする。

カ 免責事項

約定書又は債務保証書に違反した事案及び最終弁済期日の翌日から起算して1年以上経過した事案については、保証対象としないものとする。

キ 指定融資機関

対象資金の融資機関は、次に掲げる金融機関のうち、事業実施主体が指定したもの（以下「指定融資機関」という。）とし、事業実施主体は、指定融資機関を定めた場合は、融資機関名を理事長に報告するものとする。

- (ア) 農業協同組合
- (イ) 農業協同組合連合会
- (ウ) 農林中央金庫

- (エ) 商工組合中央金庫
- (オ) 銀行
- (カ) 信用金庫
- (キ) 信用協同組合

#### ク 経営計画の作成等

(ア) 対象資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、借入希望者の概要、借入希望内容、財務概要等（食肉卸売業に関する経営収支計画を含む。）を記載した別紙様式第1号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業借入申込書兼経営計画書（以下「経営計画」という。）を作成し、指定融資機関に提出するものとする。

ただし、借入希望額が1千万円以下の場合であって、当該借入希望額と本事業による債務保証の対象となった当該借入希望者の既借入額との合計額が3千万円を超えないときは、当該借入に係る指定融資機関が当該借入希望者に対して提出を求める書類であって、借入希望者の概要、借入希望内容、財務概要等（食肉卸売業に関する経営収支計画を含む。）を把握できるものがある場合には、当該書類の写しの提出をもって経営計画の提出に代えることができる。

これらを変更するときも同様とする。

(イ) 指定融資機関は、(ア)により経営計画又はこれに代わる書類（以下「経営計画等」という。）が提出されたときは、借入希望者が(1)に規定する被保証人であること及び借入金の使途が(2)のアに規定する対象資金であることを確認するとともに、経営計画等の内容を審査の上、妥当である場合には、承認するものとする。経営計画等を変更する場合も同様とする。指定融資機関は、経営計画等を承認した場合には、事業実施主体に対して、債務保証に係る意見書を作成し、借入者、貸付額、貸付利率、貸付利息、償還予定日及び債務保証の予定額等を、借入希望者から提出された債務保証委託申込書及び経営計画等とともに速やかに報告する。事業実施主体は、報告を取りまとめの上、理事長に報告するものとする。

(ウ) 指定融資機関は、(4)のウの通知を受けた後、当該借入希望者に対して、対象資金の貸付けを行うものとする。

#### ケ 経営計画の承認の取消

(ア) 指定融資機関は、次に掲げる場合には、クの(イ)の承認を取り消すものとする。

- a 経営計画等の承認の取消しの申請があった場合
- b 変更した経営計画等に記載されている経営収支計画の達成が困難となったと認められる場合
- c 変更した経営計画等に不実記載が認められる場合

(イ) 指定融資機関は、承認の取消しを行った場合には、速やかにその旨を被保証人及び事業実施主体に通知するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、(ア)によりクの(イ)の承認が取り消された場合

及び被保証人が経営を中止した場合には、これ以降、指定融資機関に対し、当該被保証人への貸付けに係る保証を行わないものとする。

(3) 保証する債務の限度額等

ア 一被保証人に対する保証債務の限度額

一被保証人当たりの保証債務の限度額は、別表1のとおりとする（(1)の被保証人の指定融資機関に対する債務に限る）。

イ 保証債務の総限度額

事業実施主体は、あらかじめ理事長が通知する保証債務残高の金額を上限として債務の保証を行うことができる。理事長が各事業実施主体に対して通知する上限額の合計は別表1のとおりとする。

(4) 債務保証の実施等

ア 事業実施主体は、金融や食肉卸売経営の専門家、学識経験者等で構成する保証引受審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとし、その設置に当たっては、審査委員会の目的、構成、運営等を定めた設置要領を作成するものとする。

また、審査委員会は、事業実施主体の役員が代表を務める法人等への債務保証の実施に当たっては、特に慎重に審査を行うものとする。

イ 審査委員会は、(2)のクの(イ)で報告された経営計画等に記載された借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日及び債務保証の予定額等に基づき、借入希望者の財務状況、成長性・安定性等の審査を踏まえて債務保証の実施の可否を判断するものとする。

ウ 事業実施主体は、審査委員会の審査結果を取りまとめの上、借入希望者及び借入希望者が経営計画等を提出した指定融資機関に対し、その旨を通知するものとする。なお、債務保証を実施する場合には、借入希望者に対して債務保証承諾書を、指定融資機関に対して債務保証書をそれぞれ交付するものとする。

エ 事業実施主体は、債務保証を行った対象資金を被保証人が(2)のアに規定する用途に支出したことを証拠書類により確認した旨、指定融資機関から報告を求めるものとする。また、当該対象資金に不用額（証拠書類により資金の用途が確認できない額を含む。）がある場合は、事業実施主体は、指定融資機関に対し債務保証条件を変更する等適切な措置を講じるものとする。この場合の証拠書類とは、資金用途が食肉の仕入れである場合は、仕入れに係る食肉が納品され、貸付金はその代金として支払われたことが確認できるものとする。

オ 事業実施主体は、必要と認める場合には、事業実施期間中において、被保証人について財務状況、成長性・安定性等の調査を行い、当該被保証人の経営の健全性や返済能力を把握するものとする。

カ 保証条件の変更

(ア) 被保証人は、事業実施主体の保証債務に係る貸付けの条件を変更しようとする場合において、引き続き保証を受けようとするときは、指定融資機関を経由し、事業実施主体が定める保証条件変更申請書を事業

実施主体へ提出するものとする。

(イ) 指定融資機関は、(ア)で提出された保証条件変更申請書とともに、調査意見書を添付した事業実施主体が定める保証条件変更申込書を事業実施主体へ提出するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、保証条件の変更を承諾するときは、当該被保証人に対し事業実施主体が定める保証条件変更承諾書を、当該指定融資機関に対し事業実施主体が定める保証条件変更書を交付するものとする。

(エ) 事業実施主体は、保証条件の変更を承諾しないときは、当該被保証人及び当該指定融資機関に対しその旨を通知するものとする。

#### (5) 保証債務の履行

ア 指定融資機関は、被保証人が保証に係る債務の弁済期日又は期限の利益を失った日から起算して60日経過してなおその債務の全部又はその一部を履行しない場合において、事業実施主体に対し、代位弁済請求書を提出することができる。

イ 事業実施主体は、対象資金を融資した指定融資機関に対して、第2に規定する保証債務の代位弁済を行う場合には、指定融資機関から提出された代位弁済請求書に基づき、理事長に対し別紙様式第2号の代位弁済金補助申請書を提出するものとし、理事長の承認を受けて行うものとする。

ウ イの承認は、次に掲げる事項に該当する場合には行わないものとする。ただし(ア)、(イ)又は(エ)に該当することについて、指定融資機関の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。

(ア) 第3の4の(1)に定める被保証人及び(2)のアに定める対象資金の要件を満たしていると認められない場合

(イ) 第3の4の(2)のクに定める指定融資機関の承認を受けた経営計画等において不実の記載が認められる場合

(ウ) 対象資金の償還が困難であると認められない場合

(エ) この要綱及び第3の1に基づく実施要領等の規定に違反することが認められる場合

エ 事業実施主体は、毎年度終了後、遅滞なく理事長に対して、代位弁済により取得した求償権その他の権利(以下「求償権等」という。)の回収状況を取りまとめ、報告するものとする。

オ 事業実施主体は、代位弁済により取得した求償権等の回収に努めるとともに、求償権等及び求償権等行使に伴う回収金の取扱いについては、理事長の指示に従うものとする。

カ 事業実施主体は、代位弁済の履行により取得した求償権等について被保証人から弁済を受ける見込みがないと認められるときは、別紙様式第3号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業に係る代位弁済による求償権等放棄(債務免除)承認申請書を理事長に提出し承認を受けた後、被保証人に対し、その全部又は一部の債務を免除する意思表示をするとともに、当該求償権等の全部又は一部を償却することができる。

キ 指定金融機関は、最終弁済期日の翌日から起算して、1年を経過した日

以降は、代位弁済の請求ができないものとする。

(6) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

ア 借入希望者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、経営計画提出時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「食品関連事業者向け」又は「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを、指定融資機関を通じて事業実施主体に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、債務保証を承諾した全ての借入希望者（被保証人）からチェックシートを収集し、第6の1の交付申請時にその一覧を理事長へ提出するものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成23年度から令和13年度までとする。

第4 事業の推進指導等

1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体及び指定融資機関との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

2 指定融資機関は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、趣旨、内容等の周知徹底、被保証人に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第5 機構の補助等

機構は、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2の事業に要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、別紙様式第4号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第5号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業による保証債務の代位弁済を速やかに実施するため必要があると認めたときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をする



ことができるものとする。

- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第6号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 補助金の返還

事業実施主体は、3により概算払を受けた補助金の年度末残高が見込まれる場合は、当該残高を年度内に機構に返還するものとする。

### 第7 事業の実績報告等

#### 1 貸付実施状況等報告

事業実施主体は、毎四半期ごとに、別紙様式第7号により当該四半期の対象資金の貸付実施状況等を、遅滞なく理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第8号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を、理事長に提出するものとする。

### 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請した場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金及び事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請した場合において、第7の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第9号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を、速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場

合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体及び被保証人に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第10 電子情報処理組織による申請等

### 1 事業実施主体は、第3の1の規定による実施要領の承認申請、第3の4の

(5)のイの規定による代位弁済金補助申請、同カの規定による代位弁済による求償権等放棄（債務免除）承認申請、第6の1の規定による補助金の交付申請、第6の2の規定による事業の変更承認申請、第6の3の(2)の規定による補助金の概算払請求、第7の1の規定による貸付実施状況等報告、第7の2の規定による実績報告及び第8の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、この要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

### 2 事業実施主体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、この要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。

### 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示又は命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。

### 4 事業実施主体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

## 第11 秘密の保持

事業実施主体及び審査委員会の委員は、本事業により知り得た情報を本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

## 第12 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第5077号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月6日付け23農畜機第2923号）

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第5295号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月8日付け24農畜機第2004号）

- 1 この要綱は、平成24年8月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に事業実施主体が行った債務の保証については、改正前の第3の4の（3）のイの規定は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。ただし、当該債務の保証に係る保証債務残高と改正後の第3の4の（3）のイの規定に基づき、当該事業実施主体が行う保証債務残高の合計額は、改正後の第3の4の（3）のイの規定に基づき、理事長が当該事業実施主体に対して通知する上限額を超えないものとする。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5319号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5491号）

この要綱は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月26日付け26農畜機第4025号）

この要綱の改正は、平成26年12月26日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5819号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成28年3月25日付け27農畜機第5479号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月23日付け28農畜機第6321号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年3月26日付け29農畜機第6752号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7524号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月26日付け元農畜機第7725号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年3月19日付け2農畜機第6962号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年3月22日付け3農畜機第6625号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年3月27日付け4農畜機第7180号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和6年3月27日付け5農畜機第8491号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表1 (第3の4関係)

事業の種類	債務保証期間	一被保証人に対する保証債務の限度額	保証債務の総限度額
1 長期資金融資円滑化事業	7年以内	おおむね3億2千万円	85億2千万円
2 中期資金融資円滑化事業	5年以内	おおむね3億2千万円	10億円
3 短期資金融資円滑化事業	1年以内	おおむね3億2千万円	16億円

別表2 (第5関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 長期資金融資円滑化事業	代位弁済に要する経費	定 額
2 中期資金融資円滑化事業	代位弁済に要する経費	定 額
3 短期資金融資円滑化事業	代位弁済に要する経費	定 額
4 推進指導等	審査委員会の開催、1から3までの事業の推進指導等に必要経費	定 額

別紙様式第1号

中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業借入申込書兼経営計画書（事業者用）

計画作成日

令和 年 月 日

1 事業者の概要

事業形態		1 個人		2 会社		3 その他 ( )	
フリガナ:						実 印	
商号又は法人名							
フリガナ:							
氏名又は代表者名							
現住所又は本社所在地 〒□□□-□□□□				電話: - -			
				1 自己所有		2 賃貸	
				m <sup>2</sup> (土地、建物)			
資本金 (法人のみ)		業務概要及び取扱品目			許認可等		
千円					種 類		
円					名義人		
従業員数					番 号		
従業員数					有効 年 月 日～ 期間 年 月 日		
開業 (法人設立) 年月日		明・大・昭・平・令 年 月 日		本人 (代表者) 生年月日		明・大・昭・平 年 月 日	

注：登記簿、定款、原則として最近3年分の決算書(貸借対照表、損益計算書、財産目録)、印鑑証明、5期比較財務諸表、直近の試算表、既存保証の償還状況及び食品衛生法第55条第1項の許可書の写し又は同法第57条第1項の届出を行っていることを確認できる書類の写しを添付すること。

2 借入希望内容

借入希望日		令和 年 月 日				注：ご希望に添えないことがあります。	
借入希望額		千円		返済期間 (うち償還期間 ヵ月 ヵ月)		債務保証希望額 千円	
注：借入金額の8割以内でお書きください。							
予定利率		□固定 □変動		返済方法		注：元金均等 (分割の場合は、条件を記入) □一括 □元金均等 □元利均等 (初回・最終回 円 1ヵ月毎 円)	
希望金融機関				返済回数		返済開始年月 年 月	
資金使途		食肉の仕入れ等 千円		資金が必要となった具体的な理由			
運 転		賃貸料 千円					
設 備		雇用経費 千円					
		その他 千円					
		施設・設備購入 千円					
		その他 千円					
連帯保証人		氏 名		生年月日		住 所	
		フリガナ		明・大・昭・平 年 月 日 (満 歳)		〒	
		職業 (勤務先) ・所在地				所有不動産等 □有 □無	
						税込年収 万円	

注：資金使途が「食肉の仕入れ等」の場合には使用予定の冷蔵庫・処理場、「施設・設備の購入」の場合には設置予定場所等の写真を添付すること。

### 3 財務状況等

資産と負債（令和 年 月 日現在）					
科目		金額（千円）	科目		金額（千円）
① 現金・預金			支払手形		
受取手形	手持		割引手形		
	割引		買掛金		
売掛金			未払金		
未収金			② 借入金		
商品・材料			その他		
③ 土地・建物			資本金		
その他			諸積立準備金		
前期繰越損失			前期繰越利益		
当期損失			当期利益		
合 計			合 計		

注：「資産と負債」の表中、番号の付している事項は、その他の表中の同一番号の事項に係る金額の合計となるように記入してください。

収入と支出（令和 年 月 日～令和 年 月 日）					
科目		金額（千円）	科目		金額（千円）
仕入高			売上高		
人件費			加工賃収入		
外注費			期末在庫		
営業諸経費			その他収入		
支払利息					
その他					
期首在庫					
当期利益			当期損失		
合 計			合 計		

最近1年間における月別売上高（千円）				
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		

食肉取引先名		依存度
主な卸売先		%
		%
		%
主な仕入先		%
		%
		%

最近2年間における月別食肉仕入高（千円）				
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		

最近2年間における月別食肉売上高（千円）				
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		

注：指定融資機関は、直近1月分について仕入伝票等の写しを徴取し内容を確認後保存すること。

注：指定融資機関は、直近1月分について食肉明細伝票等の写しを徴取し内容を確認後保存すること。





## 5 経営収支計画

(単位：千円)

項目	前年度 実績額	当該 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度
売上高 (1)								
売上 原価	商品期首棚卸高 (2)							
	当期商品仕入高 (3)							
	商品期末棚卸 (4)							
	計 (5)=(2)+(3)-(4)							
売上利益 (6)=(1)-(5)								
販売費及び一般管理費 (7)								
	うち人件費・役員報酬							
	うち減価償却費 (8)							
営業利益 (9)=(6)-(7)								
営業外収益 (10)								
営業外費用 (11)								
経常利益 (12)								
資産処分・預貯金充当 (13)								
償還財源 (14)=(12)+(13)								
修正償還財源 (15)								

注：修正償還財源は、(1)-(3)-(7)+(8)+(10)-(11)+(13)

指定融資機関は、借入希望者が複数の業種を営んでいる事業者である場合は、上記の経営収支計画以外に、食肉卸売部門の経営収支計画の提出を求め、中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第5077号）第3の4の（2）のクのイにより、食肉卸売部門の経営収支計画等の内容を審査し、妥当である場合は承認するものとする。経営計画等を変更した場合も同様とする。

別紙様式第1号

中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業借入申込書兼経営計画書（組合用）

計画作成日

令和 年 月 日

1 組合の概要

フリガナ：		実 印	
組合名			
フリガナ：			
氏名又は代表者名			
現住所又は本社所在地 〒□□□□-□□□□		電話： — —	
		1 自己所有 2 賃貸 m <sup>2</sup> （土地、建物）	
資本金 千円		業務概要及び取扱品目	
従業員数	常用 臨時 役員	名 名 名	
法人設立年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	代表者生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

注：登記簿、定款、原則として最近3年分の決算書(貸借対照表、損益計算書、財産目録)、印鑑証明、5期比較財務諸表、直近の試算表、既存保証の償還状況、組合員名簿、行政庁の設立許可書及び事業参加の機関決定の議事録等の写しを添付すること。

2 借入希望内容

借入希望日		令和 年 月 日 注：ご希望に添えないことがあります。			
借入希望額		債務保証希望額			
長期・中期・短期 (いずれか該当事業に○すること)		注：借入金額の8割以内でお書きください。			
千円		千円			
		返済期間 カ月 (うち償還期間 カ月)			
予定利率	<input type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> 変動	%	返済方法 <input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 元金均等 <input type="checkbox"/> 元利均等 (分割の場合は、条件を記入) (初回・最終回 円 1カ月毎 円)		
希望金融機関		返済回数	返済開始年月 年 月		
資金使途	長期	運転	食肉の仕入れ等 賃貸料 雇用経費 その他 千円 千円 千円 千円	資金が必要となった具体的な理由	
		設備	施設・設備購入 その他 千円 千円		
	中期	運転	商品開発 千円		
		設備	機器購入 千円		
	短期	運転	国産食肉の共同仕入れ・配送 千円		
連帯保証人	氏 名		生年月日	住 所	関係
	フリガナ		明・大・昭・平 年 月 日 (満 歳)	〒	
	職業（勤務先）・所在地		所有不動産等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		税込年収		万円	

注：資金使途が「食肉の仕入れ等」の場合には使用予定の冷蔵庫・処理場、「施設・設備の購入」の場合には設置予定場所等の写真を添付すること。

### 3 財務状況等

資産と負債（令和 年 月 日現在）				
科目		金額（千円）	科目	金額（千円）
① 現金・預金			支払手形	
受取 手形	手持		割引手形	
	割引		買掛金	
売掛金			未払金	
未収金			② 借入金	
商品・材料			その他	
③ 土地・建物			資本金	
その他			諸積立準備金	
前期繰越損失			前期繰越利益	
当期損失			当期利益	
合 計			合 計	

注：「資産と負債」の表中、番号の付している事項は、その他の表中の同一番号の事項に係る金額の合計となるように記入してください。

収入と支出（令和 年 月 日～令和 年 月 日）				
科目		金額（千円）	科目	金額（千円）
仕入高			売上高	
人件費			加工賃収入	
外注費			期末在庫	
営業諸経費			その他収入	
支払利息				
その他				
期首在庫				
当期利益			当期損失	
合 計			合 計	

最近の1年間における月別売上高（千円）					
年1月		年6月		年11月	
年2月		年7月		年12月	
年3月		年8月		合計	
年4月		年9月		平均	
年5月		年10月			

食肉取引先名		依存度
主な卸売先		%
		%
		%
主な仕入先		%
		%
		%

最近2年間における月別食肉仕入高（千円）				
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		

注：指定融資機関は、直近1月分について仕入伝票等の写しを徴取し内容を確認後保存すること。

最近2年間における月別食肉売上高（千円）				
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		
年1月		年6月		年11月
年2月		年7月		年12月
年3月		年8月		合計
年4月		年9月		平均
年5月		年10月		

注：指定融資機関は、直近1月分について食肉明細伝票等の写しを徴取し内容を確認後保存すること。

(単位：千円)

金融機関との取引状況	金融機関名/支店名	①定期・積立貯金	①当座貯金	①普通貯金	②借入金残	毎月返済額	割引手形残
	/						
	/						
	合計						

②保証協会利用状況	当初借入額(千円)	残額(千円)	金融機関名/支店名
無担保			/
有担保			/
			/

②金融機関以外の借入金	借入先	残額（千円）	毎月返済額（千円）

③土地・建物の所在地	面積
	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>

税務申告等	
年 月 日～	年 月 日
税務署	<input type="checkbox"/> 青色 <input type="checkbox"/> 白色 <input type="checkbox"/> その他
滞 納	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

#### 4 今後計画的に取り組む事項

1 売上・受注の増加	2 収益性の向上	3 その他
具体的な方法（箇条書き）		

注：環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを添付すること。

## 5 経営収支計画

(単位：千円)

項目	前年度 実績額	当該 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度
売上高 (1)								
売上 原価	商品期首棚卸高 (2)							
	当期商品仕入高 (3)							
	商品期末棚卸 (4)							
	計 (5)=(2)+(3)-(4)							
売上利益 (6)=(1)-(5)								
販売費及び一般管理費 (7)	うち人件費・役員報酬							
	うち減価償却費 (8)							
	営業利益 (9)=(6)-(7)							
営業外収益 (10)								
営業外費用 (11)								
経常利益 (12)								
資産処分・預貯金充当 (13)								
償還財源 (14)=(12)+(13)								
修正償還財源 (15)								

注1：修正償還財源は、(1)-(3)-(7)+(8)+(10)-(11)+(13)

注2：借入を希望する事業の保証期間に基づき記載すること。

## 令和 年度 代位弁済金補助申請書

番 号  
年 月 日独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、当連合会の保証に基づく下記貸付金は、債務者から弁済を受けることができず、また今後回収は困難と認められますので、下記のとおり代位弁済を実施いたしたく、中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱第3の4の(5)のイの規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貴理事長承認の後、この事業による保証債務の代位弁済を速やかに実施するため概算払を受けた補助金を、当該代位弁済の原資として充当することとしています。

## 記

被保証人	名 称		
	住 所		
指定融資 金融機関名			
保証金額	円	申請額 (代位弁済額)	円
返済額	円	・ 申請額明細	
回収困難な 理由			

(注) 指定融資機関からの代位弁済請求書のほか、保証債務に関する必要書類を適宜添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業  
に係る代位弁済による求償権等放棄（債務免除）承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

下記のとおり取得した求償権等に係る債務を免除したいので、中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱第3の4の(5)のカの規定に基づき、申請します。

記

被保証人	名 称				
	住 所				
指定融資 金融機関名					
保証金額	円	返済額	円	代位弁済額	円
求償権等 回収額	円		求償権等 免除額	円	
免除の理由					

(注) 理由を証する必要書類を添付すること。



別紙様式第4号

令和 年度 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業 補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他( )	
1 債務保証体制の整備 (1) 長期資金融資円滑化 (2) 中期資金融資円滑化 (3) 短期資金融資円滑化				
2 推進指導等 (1) 審査委員会の開催 (2) 推進指導等				
合 計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び（業務）計画書
- (3) 行動規範
- (4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの一覧

注 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別 紙

令和 年度 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業 実施計画

1 債務保証体制の整備

区分	指定融資 機関名	被保証 人名	償還 予定日	貸付 利率	貸付額	債務保証 予定額	備考
長期				%	円	円	
	小 計						
中期							
	小 計						
短期							
	小 計						
	合 計						

注：保証債務ごとに作成すること。

代位弁済の速やかな実施に必要な補助金	円
--------------------	---

2 推進指導等

(1) 審査委員会の開催

事業 内容	補助 対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 推進指導等

事業 内容	補助 対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		指導旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		調査費		円	円	円	円	
		訴訟費用		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった  
令和 年度中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業について、下記の理由に  
より事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、中小食肉卸売事業  
者資金融資円滑化緊急事業実施要綱第6の2の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 関係書類  
別紙様式第4号の様式に準じて作成すること。

別紙様式第6号

令和 年度 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった  
令和 年度中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業について、下記のとおり  
金 円を概算払により支払われたく中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業  
実施要綱第6の3の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤)/②	備 考
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	出来高 ③/①				
1 債務保証体制の整備 (1) 長期資金融資円滑化 (2) 中期資金融資円滑化 (3) 短期資金融資円滑化	円	円	円	円	%	円	円	%	
2 推進指導等 (1) 審査委員会の開催 (2) 推進指導等									
合 計									

2 事業の遂行状況

別紙「中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業執行状況表」のとおり。

3 振込先金融機関名等

金融機関及び支店名  
振込口座種類及び口座番号  
口座名義人



別紙様式第7号

中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業 貸付実施状況等報告書  
(令和 年度第 四半期分)

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度第 四半期の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業について、別添のとおり貸付実施されましたので、中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱第7の1の規定に基づき報告します。

別 添

中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業 貸付実施状況等報告書  
(令和 年度第 四半期)

区分	指定融資 機関名	被保証人名	貸付実行 年月日	貸付額	保証金額	償還予定 年月日	備考
長期				千円	千円		
	合計						
中期							
	合計						
短期							
	合計						
総合計							

注1：新規指定融資機関による貸付実施があった場合は、約定日を備考欄に記入すること。

注2：新規に借入れを実施した被保証人の場合は、行動規範等を添付すること。



令和 年度 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業 実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和  
年度中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業について、下記のとおり実施した  
ので、中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱第7の2の規定に基づ  
き、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実績報告」のとおり。  
別紙様式第4号の様式に準ずる。

3 事業に係る精算

(単位：円)

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 債務保証体制の整備 (1) 長期資金融資円滑化 (2) 中期資金融資円滑化 (3) 短期資金融資円滑化						
2 推進指導等 (1) 審査委員会の開催 (2) 推進指導等						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

5 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業 対象資金貸付実績等

(令和〇〇年3月31日現在)

区分	指定 融資 機関名	被 保証人 名	貸付実 行年月 日	貸付額	保証金額	対象資金の用途 確認額 (報告時 の予定含む)	償還予定年 月日	貸付残 高	保証残高
長期				円	円	円		円	円
	合計								
中期									
	合計								
短期									
	合計								
総合計									

6 代位弁済実績 ( 年度)

区分	指定融資機 関名	被保証 人名	貸付実行 年月日	代位弁済 年月日	貸付額	保証額	代位弁済額	代位弁済理由
長期					円	円	円	
	合計							
中期								
	合計							
短期								
	合計							
総合計								

7 求償権等の回収状況等

区分	指定 融資 機関名	被 保証人 名	債権の 種類	前年度末 求償権等 残高	本年度 求償権等 回収額	本年度 求償権等 償却額	本年度 求償権等 残高	弁済概要 と現況・ 対応予定
長期				円	円	円	円	
	合計							
中期								
	合計							
短期								
	合計							
	総合計							

注：債権別に作成し、債権及び債務者ごとに小計を記すこと。

8 振込先・金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号・口座名義人

別紙様式第9号

令和 年度 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業に係る仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった  
令和 年度中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業について、中小食肉卸売  
事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱第8の3の規定に基づき、下記のとおり報  
告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。  
(返還がある場合、記載すること) )

記

- |                                                           |   |   |
|-----------------------------------------------------------|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 農畜<br>機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                               | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2)                                          | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳  
を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定  
収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料